

海関保護条例実施弁法（新旧対照）

2009年4月17日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ） 北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

《中華人民共和国税関の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法》

改正後	現行弁法
中華人民共和国税関の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法	中華人民共和国税関の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法
第1章 総則	第1章 総則
第1条 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」（以下、「条例」という）を効果的に実施するため、「中華人民共和国税関法」とその他の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。	第1条 「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」（以下、「条例」という）を効果的に実施するため、「中華人民共和国税関法」とその他の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。
<p>第2条 知的財産権の権利者が税関に対し知的財産権の保護措置の実施を請求する場合、あるいは税関総署に知的財産権税関保護の登録をする場合、中国国内の知的財産権権利者は直接あるいは国内の代理人に委託して申請を提出できる。国外の知的財産権権利者はその国内に設立した事務機構より申請を提出し、あるいは国内の代理人に委任して申請を提出しなければならない。</p> <p>知的財産権権利者が上記規定に沿って国内の代理人に委任して申請を提出する場合、規定の書式の授權委任状を提出しなければならない。</p>	<p>第2条 知的財産権の権利者が税関に対し知的財産権の保護措置の実施を請求する場合、あるいは税関総署に知的財産権税関保護の登録をする場合、中国国内の知的財産権権利者は直接あるいは国内の代理人に委託して申請を提出できる。国外の知的財産権権利者は国内に設立した事務機構あるいは国内の代理人に委託して申請を提出する。</p> <p>知的財産権権利者が上記規定に沿って国内の代理人に委任して申請を提出する場合、規定の書式の授權委託書を提出しなければならない。</p>
第3条 知的財産権権利者およびその代理人（以下、知的財産権権利者と総称する）が輸出されようとしている権利侵害の疑義貨物に対する差し押さえを税関に求める場合、本弁法の関連規定に基づき、権利侵害の疑義貨物の差し押さえを税関に申請しなければならない。	第3条 知的財産権権利者およびその代理人（以下、知的財産権権利者という）が権利侵害の疑いのある貨物が輸入されることを発見した場合、本弁法第3章の規定に基づき、権利侵害嫌疑貨物の差し押さえを税関に申請できる。すでに税関総署に登録されている知的財産権と関連する疑いのある貨物の場合、知的財産権権利者は税関に通報し、本弁法第4章の規定に基づき、権利侵害嫌疑貨物の差し押さえを税関に申請できる。
第4条 輸出入貨物の荷受人と発送人あるいはその代理人（以下、荷受発送人と総称する）は、正当な範囲内で輸出入貨物の知的財産権に関する状況を把握していなければならない。税関が輸出入貨物の知的財産権に関する状況の申告を求める場合、荷受発送人は税関に実際の通りに申告し、関連する証明書類を提出しなければならない。	第4条 輸出入貨物の荷受人と発送人あるいはその代理人（以下、荷受発送人という）は、正当な範囲内で輸出入貨物の知的財産権に関する状況を把握していなければならない。該当の輸出入貨物の知的財産権に関する状況を申告する必要のある場合、荷受発送人は税関に事実を申告し関連する証明書類を提出しなければならない。

<p>第5条 知的財産権権利者あるいは荷受発送人が税関に提出する関連書類あるいは証拠が商業秘密に関わる場合、知的財産権権利者あるいは荷受発送人はその旨を税関に書面で説明しなければならない。</p> <p>税関は知的財産権保護を実施する際、関係者の商業秘密を守らなければならない。ただし、税関が法律に沿って公開しなければならない情報についてはこれを除外する。</p>	<p>第5条 知的財産権権利者あるいは荷受発送人が税関に提出する関連書類あるいは証拠が商業秘密に関わる場合、知的財産権権利者あるいは荷受発送人はその旨を税関に書面で説明しなければならない。</p> <p>税関は知的財産権保護を実施する際、関係者の商業秘密を守らなければならない。しかし、税関が法律に沿って公開する情報についてはこれを除外する。</p>
<p>第2章 知的財産権の登録</p>	<p>第2章 知的財産権の登録</p>
<p>第6条 知的財産権権利者は知的財産権税関保護の登録を税関総署に申請する際、税関総署に申請書を提出しなければならない。申請書には下記の内容を含まなければならない。</p> <p>(1) 知的財産権権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍、連絡住所、担当者氏名、電話とファックス番号、電子メールアドレスなど。</p> <p>(2) 登録商標の名称、指定商品の区分と商品名、商標のイメージ、有効期限、登録商標の譲渡、変更、更新の状況など； 作品の名称、創作完成日、作品の分類、作品のイメージ、作品の譲渡、変更の状況など； 専利権の名称、類型、出願日と専利権の譲渡、変更の状況など。</p> <p>(3) 被許諾者の名称、許諾の使用商品、許諾期限など。</p> <p>(4) 知的財産権権利者が合法的に知的財産権を行使する貨物の名称、産地、輸出入税関の名称、輸出入業者の名称、主な特徴、価額など。</p> <p>(5) 既知の知的財産権侵害貨物の製造業者、輸出入業者、輸出入税関などの名称、主な特徴、価額など。</p> <p>知的財産権権利者は1件の知的財産権登録申請に対して1部の申請書を提出しなければならない。知的財産権権利者が国際登録商標の登録を申請する場合は、申請する商品の区分ごとに1部の申請書を提出しなければならない。</p>	<p>第6条 知的財産権権利者は知的財産権の税関保護を登録する際、税関総署に規定の書式の申請書を提出しなければならない。</p> <p>知的財産権権利者は1件の知的財産権登録に対して1部の申請書を提出しなければならない。知的財産権権利者が国際商標登録を申請する場合は、申請する商品ごとに1部の申請書を提出しなければならない。</p>
<p>第7条 知的財産権権利者が税関総署に登録申請書を提出する際、以下の書類、証拠を添付しなければならない。</p> <p>(1) 知的財産権権利者の個人身分証明書のコピー、会社登記簿謄本のコピーあるいはその他の登録登記書類のコピー。</p> <p>(2) 国務院工商行政管理部門商標局により発行された「商標登録証」の</p>	<p>第7条 知的財産権権利者が税関叢書に登録申請書を提出する際、以下の書類、証拠を添付しなければならない。</p> <p>(一) 知的財産権権利者個人の身分証のコピー、工商営業許可証のコピーあるいはその他の登録登記書類のコピー。</p> <p>(二) 国務院工商行政管理部門商標局が発行した「商標登録証」のコピー。</p>

コピー。申請人が認可を得て商標登録事項の変更、登録商標の更新、登録商標の譲渡などを行った場合、あるいは国際登録商標の登録を申請する場合は、国务院工商行政管理部門商標局により発行された商標登録に関する証明を提出しなければならない。著作権登記部門により発行された著作権自主登記証明書のコピーと著作権登記部門により認証された作品の写真。申請人が著作権自主登記を行っていない場合は、申請人が著作権者であることを証明できる作品見本および著作権に関するその他の証拠を提出する。国务院專利行政部門により発行された專利證書のコピー。專利権付与が公告日から1年を超えている場合は、申請人が登録申請を提出する前の6カ月以内に国务院專利行政部門により発行された專利登記簿の写しを提出しなければならない。実用新案あるいは意匠の登録を申請する場合は、国务院專利行政部門により作成された実用新案権評価報告又は意匠権評価報告を提出しなければならない。

(3) 知的財産権権利者が登録商標、作品の使用あるいは專利の実施を他人に許諾し、許諾契約を締結した場合は、許諾契約書のコピーを提供する。許諾契約を締結していない場合は、被許諾者、許諾範囲、許諾期間などの状況に関する説明を書面にて提出する。

(4) 知的財産権権利者が合法的に知的財産権を行使する貨物およびその包装の写真。

(5) 既知の権利侵害貨物が輸出入された証拠。知的財産権権利者と他人の間での権利侵害紛争がすでに人民法院あるいは知的財産権主管部門により処理された場合、関連する法律文書のコピーを提出しなければならない。

(6) 税関総署により提出の必要があると思われるその他の書類あるいは証拠。

知的財産権権利者が前項の規定に基づき税関総署に提出する書類と証拠は完備され、真実且つ有効でなければならない。関連書類と証拠が外国語である場合は別途中国語の訳文を添付しなければならない。税関総署は必要とみなす場合、関連書類あるいは証拠の公証、認証書類を提出するよう知的財産権権利者に求めることができる。

第8条 知的財産権権利者は税関総署に知的財産権税関保護登録を申請

申請者が認可を得た上で商標登録事項の変更、商標登録の延長、商標登録の譲渡、あるいは国際商標登録の申請をしている場合、さらに国务院工商行政管理部門商標局に商標登録に関する証明を提出しなければならない。著作権登記部門が発行した著作権自主登記証明のコピーと著作権等部門が認証した作品の写真。申請者が著作権自主登記をまだ行っていない場合、申請者が著作権者であることを証明できる作品見本とその他の著作権に関する証拠を提出する。国务院特許行政部門が発行した特許證書のコピー。特許授権日が公告日から1年を超えている場合、申請者の登録申請日前6カ月以内の国务院特許行政部門が発行した特許登記簿の写しを提出しなければならない。実用新型特許あるいは外觀設計特許の登録申請をする場合は、国务院特許行政部門が行った実用新型特許検索報告のコピー、あるいは国务院特許行政部門が発行した外觀設計特許公告のコピーを提出しなければならない。

(三) 知的財産権権利者が、登録商標、作品あるいは特許の実施を他人に許可し、許可の契約を交わしている場合、許可契約書のコピー。許可契約を交わしていない場合は、許可取得者、許可範囲、許可期間などの状況に関する書面の説明を提出しなければならない。

(四) 知的財産権権利者が合法的に知的財産権を行使する貨物およびその包装の写真。

(五) 既知の権利侵害貨物が輸出入された証拠。知的財産権権利者と他人の間で権利侵害紛争がすでに人民法院あるいは知的財産権主管部門によって処理されている場合、関連する法律文書のコピーも提出しなければならない。

(六) 税関総署が必要とみなすその他の書類あるいは証拠。

知的財産権権利者が上記の規定に基づき税関総署に提出する書類や証拠は、真実で有効なものであり、不備があってはならない。関連書類や証拠が外国語の場合はさらに中国語の翻訳を添付すべきである。税関総署は、必要とみなす場合は知的財産権権利者に対し関連書類あるいは証拠の公証、認証書類を提出するよう求めることができる。

第8条 知的財産権権利者は税関総署に知的財産権税関保護登録を申請

<p>する際、あるいは登録が失効後に改めて税関総署に登録を申請する際、登録費を納めなければならない。知的財産権権利者は銀行から登録費を税関総署により指定された口座に送金しなければならない。税関総署は登録費を受け取った場合、領収書を発行しなければならない。登録費の徴収基準については税関総署が国家関連部門と共同で制定して公布する。</p> <p>知的財産権権利者が登録の更新又は変更を申請する際、再度登録費を納付する必要はない。</p> <p>税関総署により承認される前に知的財産権権利者がその登録申請を取り下げた場合、あるいはその登録申請が拒絶された場合、税関総署は登録費を返還しなければならない。税関総署によりすでに承認された登録が税関総署により抹消、取消され、あるいはその他の原因で失効した場合、すでに納付された登録費は返還されない。</p>	<p>する際、同時に登録費を支払わなければならない。知的財産権権利者は税関総署に登録申請書を提出する際に、登録費用支払い証明のコピーを添付しなければならない。</p> <p>登録費の受取基準は税関総署と国家の関連部門により制定し公布する。</p>
<p>第9条 知的財産権税関保護登録は税関総署が登録を承認した日から有効となり、有効期限は10年とする。知的財産権の有効期限が登録有効日から10年に満たない場合、知的財産権の有効期限を登録の有効期限とする。</p> <p>「条例」の施行前に税関総署により承認された登録又は登録の更新における有効期限は従来の有効期限により計算される。</p>	<p>第9条 知的財産権税関保護登録は税関総署が登録を承認した日から有効となり、有効期間は10年とする。知的財産権の有効期限が登録有効日から10年に満たない場合、知的財産権の有効期限を登録の有効期限とする。</p> <p>「条例」実施以前に税関総署の承認を得た登録あるいは登録有効期間延長の承認をすでに得た登録の有効期間は従来の有効期間により計算する。</p>
<p>第10条 知的財産権税関保護登録の有効期限が満了する前の6カ月以内に、知的財産権権利者は関連書類を添付したうえ税関総署に登録更新の申請を書面にて提出できる。税関総署は更新申請書類をすべて受け取ってから10営業日以内に更新を承認するかどうかの決定を下し、知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。更新を承認しない場合、その理由を説明しなければならない。</p> <p>更新登録の有効期限は前回登録の有効期限満了日の翌日より起算し、更新登録の有効期限は10年とする。知的財産権の有効期限が前回登録の有効期限満了日の翌日より起算して10年に満たない場合、知的財産権の有効期限を更新登録の有効期限とする。</p>	<p>第10条 知的財産権税関保護登録の有効期限が6カ月未満になった時点で、知的財産権権利者は税関総署に登録延長の申請書類と関連添付書類を提出できる。税関総署は登録の延長を承認する際、知的財産権権利者に書面で通知すべきである。延長を承認しない場合、知的財産権権利者に書面で通知し、理由を説明する。</p> <p>延長する登録の有効期間は前回登録の有効期間満了日の翌日から起算し、有効期間を10年とする。知的財産権の有効期限が前回登録の有効期間満了日の翌日から10年に満たない場合、知的財産権の有効期限を延長登録の有効期限とする。</p>
<p>第11条 知的財産権税関保護登録が税関総署により承認された後、本弁法第6条に従って税関に提出した申請書の内容が変更した場合、知的財産権権利者はその変更のあった日から30営業日以内に関連書類を添付した</p>	<p>第11条 知的財産権に関する下記の状況に変更がある場合、知的財産権権利者は変更日から30営業日以内に知的財産権税関保護登録の変更申請に関連書類を添付して税関総署に提出しなければならない。</p>

<p>うえで登録変更の申請を税関総署に提出しなければならない。</p>	<p>(一) 知的財産権権利者の名称。 (二) 登録商標の使用商品。 (三) 登録商標、作品、特許実施の使用許可状況。 (四) 知的財産権権利者の連絡先住所、担当者、連絡先電話番号など。 (五) 「条例」第7条が規定するその他の状況。</p>
<p>第12条 知的財産権が登録の有効期限満了前に法律、行政法規による保護を受けられない場合、あるいは登録の知的財産権が譲渡された場合、元の知的財産権権利者は登録の知的財産権が法律、行政法規による保護を受けられない日又は譲渡の効力が生じた日より30営業日以内に関連書類を添付したうえで知的財産権税関保護登録の抹消申請を税関総署に提出しなければならない。知的財産権権利者は登録の有効期限内に登録を放棄する場合、登録の抹消を税関総署に申請することができる。</p> <p>本弁法第11条と前項の規定に沿って登録の変更又は登録の抹消を税関総署に申請せず、他人の合法的な輸出入に対して悪い影響を与えた場合、税関総署は自主的あるいは利害関係者の申請に基づいてその知的財産権の登録を抹消することができる。</p> <p>税関総署は登録を抹消する場合、関係する知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。登録は税関総署により抹消された日より失効する。</p>	<p>第12条 下記の状況に1つでも当てはまる場合、知的財産権権利者は登録した知的財産権の変更発生日から30営業日以内に知的財産権登録の取消申請書類に関連書類を添付して税関総署に提出しなければならない。</p> <p>(一) 知的財産権登録の有効期間満了以前に知的財産権が法律、行政法規の保護を失った場合。 (二) 登録した知的財産権を譲渡した場合。</p> <p>上記規定の状況に当てはまる場合、税関総署は自主的あるいは利害関係者の申請に基づいて関係する知的財産権の登録を取り消すことができる。</p> <p>知的財産権権利者が登録有効期間内に登録を放棄する場合は、税関総署に登録取消を申請できる。</p> <p>税関総署は登録を取り消す際、関係する知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。登録は税関総署の取消日から失効する。</p>
<p>第13条 税関総署は「条例」第9条の規定に基づき知的財産権税関保護登録を取り消す場合、知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。</p> <p>登録が税関総署により取り消された場合、知的財産権権利者が知的財産権登録の取消日から1年以内に当該登録が取り消された知的財産権について再び登録を申請した場合、税関総署は受理しないことができる。</p>	<p>第13条 税関総署は「条例」第9条の規定に基づき知的財産権税関保護登録を取り消す場合、知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。</p> <p>税関総署が取り消した登録について、知的財産権権利者が知的財産権登録の取り消された日から1年以内に該当の知的財産権登録を再度申請した場合、税関総署はこれを受理しないこともできる。</p>
<p>第3章 申請による差し押さえ</p>	<p>第3章 申請による差し押さえ</p>
<p>第14条 知的財産権権利者は権利侵害疑義貨物が輸出入されようとしていることを発見し且つそれらの貨物に対する差し押さえを税関に求めた場合、「条例」第13条の規定に基づき、貨物の輸出入地税関に申請書を提出しなければならない。関連する知的財産権が税関に登録されていない場合、知的財産権権利者は本弁法第7条第1項(1)、(2)が規定する書類、証拠を添付しなければならない。</p>	<p>第14条 知的財産権権利者が権利侵害の疑いのある貨物がまもなく輸出入されることを発見し税関に差し押さえを求める場合、「条例」第13条の規定に基づき、貨物の輸出入地区の税関に申請書を提出しなければならない。関連する知的財産権が税関にまだ登録されていない場合、知的財産権権利者は本弁法第7条第(一)項、第(二)項が規定する書類、証拠を添付しなければならない。</p>

<p>知的財産権権利者は権利侵害疑義貨物に対する差し押さえを税関に求める際、権利侵害の事実が明らかに存在することを十分証明できる証拠を税関に提出しなければならない。知的財産権権利者が提出する証拠は以下の事実を証明できなければならない。</p> <p>(1) 差し押さえを税関に求める貨物が輸出入されようとしていること</p> <p>(2) その貨物に無許可で自分の商標専用権を侵害する商標標識、作品が使用されていること、又はその貨物に無許可で自分の専利が実施されていること</p>	<p>知的財産権権利者は税関に権利侵害嫌疑貨物の差し押さえを請求する際、権利侵害の事実が明らかに存在することを十分証明できる証拠を税関に提出しなければならない。知的財産権権利者が提出する証拠は以下の事実を証明できなければならない。</p> <p>(一) 税関に差し押さえを請求する貨物がまもなく輸出入される。</p> <p>(二) 該当の商標専用権を侵害する商標標識、作品の無許可使用、あるいは該当の特許の無許可使用が貨物の中に存在する。</p>
<p>第 15 条 知的財産権権利者は権利侵害疑義貨物に対する差し押さえを税関に求める際、税関が規定する期限内に貨物の価値に相当する担保を税関に提供しなければならない。</p>	<p>第 15 条 知的財産権権利者は税関に権利侵害嫌疑貨物の差し押さえを請求する際、税関が規定する期限内に税関に貨物の価値に相当する担保を提供しなければならない。</p>
<p>第 16 条 知的財産権権利者が提出した申請が本弁法第 14 条の規定を満たさない場合、あるいは本弁法第 15 条の規定に沿って担保を提供しなかった場合、税関はその申請を拒絶すべきであり、且つその旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。</p>	<p>第 16 条 知的財産権権利者は本弁法第 14 条の規定に沿って申請を提出し、第 15 条の規定に沿って担保を提供した場合、税関が権利侵害嫌疑貨物を差し押さえる前に関連貨物を検査することを税関に請求できる。</p> <p>知的財産権権利者は税関の同意を得て、税関が権利侵害嫌疑貨物を差し押さえる前に申請を訂正、あるいは撤回できる。</p> <p>知的財産権権利者が提出した申請が本弁法第 14 条の規定に沿っていない、あるいは第 15 条の規定に従って担保を提供していない場合、税関はその申請を撤回することを知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。</p>
<p>第 17 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた場合、貨物の名称、数量、価値、荷受発送人の名称、輸出入申告日、税関の差し押さえ日などを書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。</p> <p>知的財産権権利者は税関の同意を得て、税関により差し押さえられた貨物を調べることができる。</p>	<p>第 17 条 税関は差し押さえる権利侵害嫌疑貨物について、貨物の名称、数量、価値、荷受発送人の名称、輸出入申告日、税関の差し押さえ日などの状況を知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。</p> <p>知的財産権権利者は「条例」第 23 条の規定に基づき、人民法院に対し権利侵害行為の停止命令、あるいは財産保護措置を申請できる。税関は権利侵害貨物を差し押さえた日から 20 営業日以内に人民法院による関連裁定の協力執行に関する書面通知を受け取ったなら、これに協力しなければならない。通知を受け取っていないなら、その貨物を通過させなければならない。</p>
<p>第 18 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた日から 20 営業日以内</p>	

<p>に人民法院からの関連貨物の差押えに関する協力要請の書面通知を受け取った場合、これに協力しなければならない。人民法院からの差押えに関する協力要請の通知を受け取っていない場合、あるいは知的財産権権利者が関連貨物の通過を税関に求めた場合、税関は貨物を通過させなければならない。</p>	
<p>第 19 条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた場合、権利侵害疑義貨物を差し押さえた際の差押え証拠書類を荷受発送人に送付しなければならない。</p> <p>荷受発送人は税関の同意を得て税関により差し押さえられた貨物を調べることができる。</p>	<p>第 18 条 税関は権利侵害嫌疑貨物を差し押さえる際、権利侵害嫌疑貨物の差し押さえに関する書面通知と差し押さえリストを荷受発送人に送付しなければならない。荷受発送人は税関の同意を得て、関連貨物を検査することができる。</p> <p>荷受発送人が該当の輸出入貨物は関連する知的財産権を侵害していないとみなす場合、荷受発送人は税関が貨物を差し押さえた日から 20 営業日以内に税関に書面による説明と必要な証拠を提出しなければならない。荷受発送人は税関に特許権侵害嫌疑貨物の通過を請求する際、税関に通貨貨物の書面申請と貨物の価値に相当する担保金を提出しなければならない。</p>
<p>第 20 条 荷受発送人は「条例」第 19 条に基づいて税関により差し押さえられた専利権侵害疑義貨物の通過を求める場合、税関に書面の申請を提出するとともに、貨物の価値に相当する担保金を提供しなければならない。</p> <p>荷受発送人が専利権侵害疑義貨物の通過を税関に求め、前項規定を満たした場合、税関は貨物を通過させその旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。</p> <p>知的財産権権利者は専利権侵害に関する紛争を人民法院に起訴した場合、前項規定の税関による書面通知が送達された日から 30 営業日以内に、人民法院による案件受理通知書の写しを税関に提出しなければならない。</p>	<p>第 19 条 荷受発送人が税関に請求した特許権侵害嫌疑貨物の通過が本弁法第 18 条の規定に沿っている場合、税関は貨物を通過させその旨を知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。</p> <p>知的財産権権利者は特許権侵害に関する紛争を人民法院に起訴する場合、上記規定の税関による書面通知が発送された日から 30 営業日以内に、人民法院による案件受理通知書のコピーを税関に提出しなければならない。</p>
<p>第 4 章 職権による調査処理</p>	<p>第 4 章 職権による調査処理</p>
<p>第 21 条 税関は輸出入貨物に対して監督管理を実施し、輸出入貨物が税関総署に登録された知的財産権に関わり且つ輸出入業者あるいは製造業者が関係する知的財産権を使用する状況が税関総署に登録されていないことを発見した場合、荷受発送人に対し規定期限内に貨物の知的財産権状況を報告し、関連証明書類を提出するよう求めることができる。</p>	<p>第 20 条 税関は輸出入貨物に対して監督管理を実施し、輸出入貨物に税関総署に登録された知的財産権侵害の疑いがあることを発見した場合、知的財産権権利者にすみやかに書面で通知しなければならない。</p>

<p>荷受発送人が前項規定に沿って貨物の知的財産権状況を報告せず、関連証明書類を提出しない、あるいは税関がその貨物が税関総署に登録されている知的財産権を侵害すると認識する理由がある場合、税関は貨物の通過を中止させ、且つその旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。</p>	
<p>第 22 条 知的財産権権利者は、本弁法第 21 条が規定する税関による書面通知の送達日から 3 営業日以内に下記の規定に沿って返答しなければならない。</p> <p>(1) 関連貨物が税関総署に登録した自分の知的財産権を侵害していると思われ且つ関連貨物の差し押さえを税関に求めた場合、税関に対し権利侵害疑義貨物を差し押さえる書面申請を提出し、且つ本弁法第 23 条あるいは第 24 条の規定に基づき担保を提供すること</p> <p>(2) 関連貨物が税関総署に登録した自分の知的財産権を侵害していないと思われ、あるいは権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に求めない場合、書面にて理由を税関に説明すること</p> <p>知的財産権権利者は税関の同意を得て、関連貨物を調べることができる。</p>	<p>第 21 条 知的財産権権利者は、本弁法第 20 条が規定する税関による書面通知の発送日から 3 営業日以内に下記の規定に沿って回答しなければならない。</p> <p>(一) 関連貨物が税関総署に登録した知的財産権を侵害しているとみなし税関に差し押さえを求める場合、税関に権利侵害嫌疑貨物差し押さえの書面申請を提出し、本弁法第 22 条の規定に基づき担保を提供する。</p> <p>(二) 関連貨物が税関総署に登録した知的財産権を侵害していないとみなす、あるいは税関に権利侵害嫌疑貨物の差し押さえを求めない場合、税関に書面で理由を説明する。</p> <p>知的財産権権利者は税関の同意を得て、関連貨物を検査できる。</p>
<p>第 23 条 知的財産権権利者は本弁法第 22 条第 1 項 (1) の規定に基づき権利侵害嫌疑貨物の差し押さえを税関に求めた場合、以下の規定に沿って税関に担保を提供しなければならない。</p> <p>(1) 貨物の価値が 2 万円に満たない場合、貨物の価値に相当する担保を提供すること</p> <p>(2) 貨物の価値が 2 万円から 20 万円までの場合、貨物の価値の 50% に相当する担保を提供すること。ただし、担保金額は 2 万円を下回ってはならない。</p> <p>(3) 貨物の価値が 20 万円を超える場合、10 万円の担保を提供すること</p> <p>知的財産権権利者は本弁法第 22 条第 1 項 (1) の規定に基づき商標専用権侵害嫌疑貨物の差し押さえを税関に求めた場合、本弁法第 24 条の規定に基づき総担保を税関総署に提供できる。</p>	<p>第 22 条 知的財産権権利者は本弁法第 21 条第 (一) 項の規定に基づき権利侵害嫌疑貨物の差し押さえを税関に請求する際、以下の規定に沿って税関に担保を提供しなければならない。</p> <p>(一) 貨物の価値が 2 万円に満たない場合、貨物の価値に相当する担保を提供する。</p> <p>(二) 貨物の価値が 2 万元以上 20 万円以内の場合、貨物の価値の 50% に相当する担保を提供する。但し、担保金額は 2 万円を下回ってはならない。</p> <p>(三) 貨物の価値が 20 万円を超える場合、10 万円の担保を提供する。</p> <p>知的財産権権利者は税関の同意を得て、税関に総担保を提供できる。総担保金額は 20 万円を下回ってはならない。</p>
<p>第 24 条 税関総署に登録した商標専用権の知的財産権権利者は、税関総署の承認を得て銀行又は銀行以外の金融機関が発行した保証書を税関総署</p>	

<p>に提出して、商標専用権の税関保護措置を税関に申請するための総担保を提供できる。</p> <p>総担保の担保金額は、知的財産権権利者が前年度に権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に申請した後に発生した貯蔵、保管や処置などの費用の合計に相当するものとする。知的財産権権利者が前年度に権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に申請していない場合、あるいは貯蔵、保管や処置などの費用が20万元に満たない場合、総担保の担保金額は20万元とする。</p> <p>税関総署がこの総担保の使用を承認した日からその年の12月31日までの期間内に、知的財産権権利者は「条例」第16条の規定に基づき、すでに税関総署に登録された商標専用権を侵害する疑いのある輸出入貨物の差し押さえを税関に求めた場合、別途担保を提供する必要はない。ただし、知的財産権権利者が「条例」第25条の規定に沿って関連費用を支払っていない、あるいは「条例」第29条の規定に沿って賠償責任を負っていないため、税関総署が担保人に担保責任履行通知を発行した場合を除く。</p>	
<p>第25条 知的財産権権利者が本弁法第22条第1項(1)の規定に基づき申請を提出し、本弁法第23条、第24条の規定に基づき担保を提供した場合、税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえ、その旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。知的財産権権利者が申請を提出していない場合、あるいは担保を提供しなかった場合、税関は貨物を通過させなければならない。</p>	<p>第23条 知的財産権権利者が本弁法第21条第(一)項の規定に基づき申請を提出し、第22条の規定に基づき担保を提供した場合、税関は権利侵害嫌疑貨物を差し押さえ、知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。申請が提出されていない、あるいは担保が提供されていない場合、税関は貨物を通過させなければならない。</p>
<p>第26条 税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえた場合、権利侵害疑義貨物の差し押さえに関する証拠書類を荷受発送人に送達しなければならない。</p> <p>荷受発送人は税関の同意を得て、関連貨物を調べることができる。</p>	<p>第24条 税関は権利侵害嫌疑貨物を差し押さえる際、権利侵害嫌疑貨物の差し押さえに関する書面通知と差し押さえリストを荷受発送人に発送しなければならない。荷受発送人は税関の同意を得て、関連貨物を検査できる。</p> <p>荷受発送人は輸出入貨物が関連する知的財産権を侵害していないとみなす場合、税関が権利侵害嫌疑貨物を調査する期間内に税関に書面による説明に必要な証拠を添付して提出しなければならない。税関に権利侵害嫌疑貨物の通過を請求する場合、税関が貨物を差し押さえた日から50営業日以内に書面による貨物の通過申請と貨物の価値に相当する担保金を提出しなければならない。</p>

	<p>荷受発送人が税関に請求した権利侵害嫌疑貨物の通過が上記の規定に沿っている場合、本弁法第 19 条の規定に沿って処理する。しかし、税関が調査期間に貨物が関連する特許権を侵害していると認めた場合は、「条例」第 27 条の規定に沿って処理する。</p>
<p>第 27 条 税関は権利侵害嫌疑貨物を差し押さえた後、法律に基づき権利侵害嫌疑貨物及びその他の関連状況に対し調査しなければならない。荷受発送人と知的財産権権利者は税関の調査に協力し、関連状況と証拠を事実どおりに提供しなければならない。</p> <p>税関は権利侵害嫌疑貨物に対して調査を行う際、関連する知的財産権主管部門に意見を求めることができる。</p> <p>知的財産権権利者と荷受発送人が税関により差し押さえられた権利侵害嫌疑貨物について合意に達し、権利侵害嫌疑貨物に対する差押えを解除するよう関連協議案を添付して書面申請を税関に提出した場合、犯罪の疑いがある場合を除き、税関は調査を終了することができる。</p>	<p>第 25 条 税関は権利侵害嫌疑貨物を差し押さえた後、法律に従い権利侵害嫌疑貨物及びその他の関連する状況に対し調査を実施しなければならない。</p> <p>荷受発送人と知的財産権権利者は税関の調査に協力し、関連する状況と証拠を事実どおりに提供しなければならない。</p> <p>税関は権利侵害嫌疑貨物に対して調査を実施する際、関連する知的財産権主管部門に意見を求めることができる。</p>
<p>第 28 条 税関は差し押さえた権利侵害嫌疑貨物に対し調査を実施して貨物が関連知的財産権を侵害しているかどうかの判断ができない場合、その旨を書面にて差し押さえた日から 30 営業日以内に知的財産権権利者と荷受発送人に通知しなければならない。</p> <p>税関は貨物が関連専利権を侵害しているかどうかの判断ができない場合、荷受発送人は貨物の価値に相当する担保を税関に提供した後、貨物を通過させるよう税関に求めることができる。税関は貨物の通過に同意する場合、本弁法第 20 条第 2 項と第 3 項の規定に沿って処理する。</p>	<p>第 26 条 権利侵害嫌疑貨物の差し押さえ日から 30 営業日以内に、税関は以下の調査結果のいずれかについて知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。</p> <p>(一) 貨物が関連する知的財産権を侵害していると認められた。</p> <p>(二) 荷受発送人が十分な証拠により貨物が関連する知的財産権を侵害していないことを証明したと認められた。</p> <p>(三) 貨物が関連する知的財産権を侵害しているかどうかを判断できない。</p>
<p>第 29 条 貨物が関連知的財産権を侵害しているかどうかを税関が判断できない場合、知的財産権権利者は「条例」第 23 条の規定に基づき、権利侵害行為の停止を命ずる措置あるいは財産保全の措置を採るよう人民法院に申請できる。</p> <p>税関は権利侵害嫌疑貨物を差し押さえた日から 50 営業日以内に、人民法院からの関連貨物の差し押さえに関する協力要請の書面通知を受け取った場合、これに協力しなければならない。人民法院からの差し押さえに関する協力要請の通知を受け取っていない場合、あるいは知的財産権権利者が</p>	<p>第 27 条 税関が貨物が関連する知的財産権を侵害しているかどうかを判断できない場合、知的財産権権利者は「条例」第 23 条の規定に基づき、人民法院に対し権利侵害行為の停止命令あるいは財産保護措置を請求できる。</p> <p>権利侵害嫌疑貨物の差し押さえ日から 50 営業日以内に、税関が人民法院による権利侵害行為の停止命令あるいは財産保護協力執行通知を受け取った場合、税関はこれに協力しなければならない。通知を受け取っていない場合、税関は貨物を通過させなければならない。</p>

<p>関連貨物の通過を税関に求めた場合、税関は貨物を通過させなければならない。</p>	
<p>第 30 条 税関は権利侵害貨物の没収決定を下した場合、以下の既知の状況を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 権利侵害貨物の名称と数量</p> <p>(2) 荷受発送人の名称</p> <p>(3) 権利侵害貨物の輸出入申告日、税関の差し押さえ日と処罰決定の効力発生日</p> <p>(4) 権利侵害貨物の発送地と到着地</p> <p>(5) 税関より提供できる権利侵害貨物に関するその他の状況</p> <p>人民法院あるいは知的財産権主管部門が当事者間の権利侵害に関する紛争を処理する際、輸出入貨物に関する証拠の取り調べを税関に協力要請した場合、税関はこれに協力しなければならない。</p>	<p>第 28 条 税関は権利侵害貨物の没収決定を下す場合、以下の既知の状況を知的財産権権利者に書面で通知しなければならない。</p> <p>(一) 権利侵害貨物の名称と数量。</p> <p>(二) 荷受発送人の名称。</p> <p>(三) 権利侵害貨物の輸出入申告日、税関の差し押さえ日と処罰の決定有効日。</p> <p>(四) 権利侵害貨物の発送地と到着地。</p> <p>(五) 税関が提供できる権利侵害貨物に関するその他の状況。</p> <p>人民法院あるいは知的財産権主管部門が当事者間の権利侵害に関する紛争を処理する際、税関が有する輸出入貨物の証拠に関し協力を必要とする場合、税関はこれに協力しなければならない。</p>
<p>第 31 条 税関は個人携帯あるいは郵便によって輸出入される物品が「条例」第 2 条が規定している知的財産権を侵害する疑いがあり、且つ個人使用の範囲や合理的な数量を超えていることを発見した場合、それを差し押さえなければならない。ただし、旅客あるいは郵送品の発送受取者が関連物品の放棄を税関に表明し、かつ税関の同意を得たものを除く。</p> <p>税関が権利侵害物品に対し調査する場合、知的財産権権利者はそれに協力しなければならない。出入国する旅客あるいは出入国郵送品の発送受取者は税関により差し押さえた物品が関連知的財産権を侵害していない、あるいは個人使用に属すると主張する場合、税関に関連状況を書面にて説明するとともに関連証拠を提供することができる。</p>	<p>第 29 条 個人が携帯する、あるいは郵便によって輸出入される物品について、個人使用の範囲や合理的な数量を超えており、「条例」第 2 条が規定する知的財産権の侵害の疑いがある場合は、税関はこれを差し押さえなければならない。調査により権利侵害と認められる場合は、税関はこれを没収する。</p> <p>知的財産権権利者は、税関が権利侵害物品に対し実施する調査に協力しなければならない。</p>
<p>第 32 条 輸出入貨物あるいは出入国物品が税関の調査を経て、知的財産権を侵害すると税関により認定された場合、「条例」第 27 条第 1 項と「条例」第 28 条の規定に基づき税関により没収されることになるが、当事者が判明できない場合については、税関が公告を発行した日から 3 カ月を満了した時点で税関により接取される。</p> <p>輸出入の権利侵害行為に犯罪の疑いがある場合、税関は法に基づき公安機関に移送しなければならない。</p>	

第5章 貨物の処置と費用	第5章 貨物の処置と費用
<p>第33条 没収された権利侵害貨物に対して税関は以下の規定に沿って処置しなければならない。</p> <p>(1) 関連貨物が社会の公益事業に直接使用でき、あるいは知的財産権権利者が買い取りの意思を示す場合、貨物を関連公益機関に引渡し社会公益事業に使用し、あるいは知的財産権権利者に有償譲渡する。</p> <p>(2) 関連貨物が第(1)号の規定に沿って処置できず、且つ権利侵害の特徴を削除できる場合は、権利侵害の特徴を削除した上で法律に従って競売する。その競売金は国庫に納入する。</p> <p>(3) 関連貨物が第(1)号、第(2)号の規定に沿って処置できない場合は廃棄しなければならない。</p> <p>税関は権利侵害貨物を競売する際、事前に関連する知的財産権権利者の意見を求めなければならない。税関が権利侵害貨物を廃棄する場合、知的財産権権利者は必要な支援を提供しなければならない。関連公益機関が税関の没収した権利侵害貨物を社会公益事業に用いる場合、また知的財産権権利者が税関の依頼により権利侵害貨物を廃棄する場合、税関は必要に応じて監督しなければならない。</p>	<p>第30条 税関は没収した権利侵害貨物に対して以下の規定に沿って処置する。</p> <p>(一) 関連する貨物が社会の公益事業に直接使用できる、あるいは知的財産権権利者が買い取りの意思を示す場合、貨物を関連する公益機関に引渡し社会公益事業に使用する、あるいは知的財産権権利者に有償譲渡することができる。</p> <p>(二) 関連する貨物が第(一)項の規定に沿って処置できず、且つ権利侵害の特徴を削除できる場合、権利侵害の特徴を削除した上で法律に従って競売できる。競売金は国庫に納入する。</p> <p>(三) 関連する貨物が第(一)項、第(二)項に沿って処置できない場合はこれを廃棄する。</p> <p>税関が権利侵害貨物を廃棄する場合、知的財産権権利者は必要な支援を提供しなければならない。関連する公益機関が税関の没収した権利侵害貨物を社会公益事業に用いる場合、また知的財産権権利者が税関の権利侵害貨物の廃棄に協力する場合、税関はこれが必要に応じて監督しなければならない。</p>
<p>第34条 税関が人民法院の協力要請に応じて権利侵害疑義貨物を差し押さえる場合、又は差し押さえられた貨物を通過させる場合、知的財産権権利者は税関において貨物が差し押さえられた期間中の貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。</p> <p>税関が権利侵害貨物を没収する場合、知的財産権権利者は貨物が税関により差し押さえられた後に実際の保管期間に基づき貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。ただし、税関が権利侵害貨物を没収する決定を荷受発送人に送達した日から3カ月以内に貨物の処置が完了できず、且つその原因が、荷受発送人による行政再審査の申請、行政訴訟の提出、または貨物の処置に関するその他の特殊な原因によるものではない場合、知的財産権権利者は3カ月以降の関連費用を支払う必要はない。</p> <p>税関が本弁法第33条第1項(2)の規定に沿って権利侵害貨物を競売する場合、競売費用の支出は関連規定に沿って処理する。</p>	<p>第31条 税関が、人民法院の権利侵害行為停止命令の執行、あるいは財産保護の裁定に協力する、あるいは差し押さえ貨物を通過させる場合、知的財産権権利者は税関での貨物差し押さえ期間中の貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。</p> <p>税関が没収した権利侵害貨物について、知的財産権権利者は税関の差し押さえ後の実際の保管期間により貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。但し、税関が権利侵害貨物の決定を荷受発送人に通達した日から3カ月以内に貨物の処置を完了できず、且つその原因が、荷受発送人の行政再審査申請、行政訴訟の提出、または貨物の処置に関するその他の特殊な原因によらない場合、知的財産権権利者は3カ月以降の関連費用を支払う必要はない。</p> <p>税関が本弁法第30条第(二)項の規定に沿って権利侵害貨物を競売する場合、競売費用の支出は関連規定に沿って処理する。</p>

<p>第 35 条 知的財産権権利者が本弁法第 34 条の規定に沿って関連費用を支払わなかった場合、税関は知的財産権権利者が提出した担保金から関連費用を差し引くことができ、あるいは担保人に担保義務を履行するよう求めることができる。</p> <p>税関は権利侵害貨物を没収した場合、貨物の処置と関連費用の清算後に、知的財産権権利者に対し担保金を返還し、あるいは担保人の担保責任を解除しなければならない。</p> <p>税関が人民法院の協力要請に応じて権利侵害疑義貨物を差し押さえる場合、又は「条例」第 24 条第(1)、(2)、(4)号の規定に基づき差し押さえられた貨物を通過させる場合、荷受発送人は知的財産権権利者が税関に提供した担保について人民法院に財産保全を申請することができる。税関が人民法院の協力要請に応じて権利侵害疑義貨物を差し押さえる日、又は差し押さえられた貨物を通過させる日から 20 営業日以内に人民法院から知的財産権権利者の提供する担保に対して行った財産保全に関する執行協力要請通知を受け取っていない場合、税関は知的財産権権利者に担保金を返還し、あるいは担保人の担保責任を解除しなければならない。執行協力要請通知を受け取った場合は、税関は執行に協力しなければならない。</p>	<p>第 32 条 知的財産権権利者が本弁法第 31 条の規定に沿って関連費用を支払わない場合、税関は知的財産権権利者が提出した担保金から関連費用を差し引くか、担保人に担保義務を履行するよう求める権利がある。</p> <p>税関は没収した権利侵害貨物について、貨物の処置と関連費用の清算後に、知的財産権権利者に対し担保金を返還するか担保責任を解除しなければならない。</p> <p>税関が人民法院による権利侵害行為の停止命令執行、財産保護の裁定に協力する、あるいは差し押さえ貨物を通過させる際、税関は人民法院の関連裁定に協力した日あるいは貨物を通過した日から 20 営業日以内に人民法院から知的財産権権利者の提供する担保に関する協力執行通知を受け取らない場合、知的財産権権利者に担保を返還しなければならない。協力執行通知を受け取った場合は、税関はこれに協力しなければならない。</p>
<p>第 36 条 税関は「条例」第 19 条の規定に基づき差し押さえた専利権侵害疑義貨物を通過させた後、知的財産権権利者が本弁法第 20 条第 3 項の規定に基づき、税関に人民法院の案件受理通知書のコピーを提出した場合、人民法院の判決に基づき荷受発送人が提出した担保金を処理しなければならない。知的財産権権利者が人民法院の案件受理通知書のコピーを提出しなかった場合、税関は荷受発送人の提出した担保金を返還しなければならない。知的財産権権利者が税関に提出した担保に対し荷受発送人は財産保全を人民法院に申請できる。税関は知的財産権権利者の提供した担保に対して財産保全措置を採るという人民法院からの執行協力要請通知を受け取らなかった場合、荷受発送人の提供した担保金を処理した日から 20 営業日経過後に、知的財産権権利者に担保金を返還し、あるいは担保人の担保責任を解除しなければならない。人民法院からの執行協力要請通知を受け取った場合は、税関は執行に協力しなければならない。</p>	<p>第 33 条 税関は本弁法第 19 条第一項の規定に基づき差し押さえた特許権侵害嫌疑貨物を通過させた後、知的財産権権利者は本弁法第 19 条第二項の規定に基づき、税関に人民法院の案件受理通知書のコピーを提出し、税関は人民法院の協力執行に関する判決または裁定の通知に基づき荷受発送人が提出した担保金を処理する。人民法院の案件受理通知書のコピーを提出していない場合、税関は荷受発送人の提出した担保金を返還しなければならない。</p>

第 6 章 附則	第 6 章 附則
第 37 条 税関は本弁法を参照してオリンピック標識と世界博覧会標識に対し保護を行う。	
第 38 条 本弁法でいう「担保」とは、保証金、銀行あるいは銀行以外の金融機関の保証書を指す。	第 34 条 本弁法の述べる「担保」は、保証金、銀行あるいは金融機関の保証書を指す。
第 39 条 本弁法における貨物の価値は税関が当該貨物の取引価格を基準に審査し確定する。取引価格が確定できない場合、税関は法律に従って貨物の価値を評価確定する。	第 35 条 本弁法の述べる貨物の価値は税関が当該貨物の取引価格を基礎として審査し確定する。取引価格を確定できない場合、税関は法律に従って貨物の価値を評価確定する。
第 40 条 本弁法第 17 条、第 21 条、第 28 条が規定する税関の書面通知は、直接、郵送、ファクシミリあるいはその他の方法を採用して送達できる。	
<p>第 41 条 本弁法第 20 条第 3 項と第 22 条第 1 項の規定する期限は、税関による書面通知の送達日の翌日から計算する。期限の締め切りは以下の規定に沿って確定する。</p> <p>(1) 知的財産権権利者が郵便局あるいは銀行を通じて税関に書類を提出し、あるいは担保を提供する場合、期限を期日の 24 時までとする。</p> <p>(2) 知的財産権権利者が直接税関に書類を提出し、あるいは担保を提供する場合、期限を期日の税関通常業務時間の定時までとする。</p>	
第 42 条 知的財産権権利者と荷受発送人は本弁法に基づき税関に関連書類のコピーを提出する際、コピーを書類原本と照合し確認しなければならない。誤りが無いと確認された場合、コピーに「原本と照合、相違なし」と記し、署名捺印しなければならない。	第 36 条 知的財産権権利者と荷受発送人は本弁法に基づき税関に関連書類のコピーを提出する際、コピーを書類原本と照合し確認しなければならない。誤りが無いと認められた場合、コピーに「原本と照合、相違なし」と記し、署名捺印しなければならない。
第 43 条 本弁法は 2009 年 7 月 1 日から施行する。2004 年 5 月 25 日税関総署令第 114 号により公布された「中華人民共和国税関の『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』に関する実施弁法」は同時に廃止する。	第 37 条 本弁法は 2004 年 7 月 1 日から実施する。「中華人民共和国税関の知的財産権保護の実施弁法」(税関総署令第 54 号)は同時に廃止する。